

介護保険事業所開設者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 2 年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書
の提出について(通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

令和 2 年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 21 号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)及び「厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)に定める介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

<令和元年度と同一区分の加算を算定する事業所>

- 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書(様式 2 - 1)
- 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式 2 - 2)
- 介護職員等特定処遇改善加算計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式 2 - 3)
- ただし については、介護職員処遇改善加算のみ算定する場合は提出不要です。

<令和 2 年度から新たに加算を算定する事業所及び令和元年度と異なる区分の加算を算定する事業所>

- 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書(様式 2 - 1)
- 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式 2 - 2)
- 介護職員等特定処遇改善加算計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式 2 - 3)
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 2)
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ただし については、介護職員処遇改善加算のみ算定する場合は提出不要です。

2 提出部数

2 部

3 提出期限

令和2年4月15日(水)(必着)

4 提出先

- ・ 計画書に記載する事業所を指定する指定権者(県、中核市(長野市)、市町村・広域連合)に提出してください。
- ・ 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

【県へ計画書を提出する際の届出先】

事業所ごとに提出する場合 事業所の所在地を管轄する保健福祉事務所福祉課
法人等一括で提出する場合 法人本部の所在地を管轄する保健福祉事務所福祉課

5 各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

6 留意事項

- ・ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算ともに、計画書の様式改訂なされましたので、令和2年度の計画書については、改訂後の様式により作成いただくこととなります。
- ・ 今回の厚生労働省通知、県ホームページ等の情報を十分ご確認くださいの上で、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

長野県介護支援課介護支援課サービス係
(課長)篠原 長久 (担当)宮坂 美咲
TEL:026-235-7121 FAX:026-235-7394
E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp